

建設委員會會議録第二十三号

昭和二十九年四月二十一日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長代理 理事内海 安吉君

理事瀬戸山三男君 理事田中 角榮君

理事佐藤虎次郎君 理事中島 茂喜君

理事細野三千雄君

逢澤 寛君

岡村和右衛門君

仲川房次郎君

赤澤 正道君

志村 茂治君

菊川 忠雄君

只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設事務官 石破 二期君

(大臣官房長)

建設事務官 渡江 操一君

(計局局長)

委員外の出席者

検事 石井敬二郎君

建設事務官 宮内 潤一君

(大臣官房建

設課長)

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

四月十七日

委員志村茂治君辞任につき、その補

欠として勝岡田清一君が議長の名

で委員に選任された。

同月十九日

委員岡村和右衛門君辞任につき、そ

の補欠として大久保武雄君が議長の

指名で委員に選任された。

同月二十日

委員大久保武雄君辞任につき、その

補欠として尾関義一君が議長の名

で委員に選任された。

同月二十一日

委員堀川恭平君、尾関義一君、佐竹

新市君及び勝岡田清一君辞任につ

き、その補欠として有田二郎君、岡

村和右衛門君、長正路君及び志村茂

治君が議長の名で委員に選任され

た。

四月二十日

建設省関係法令の整理に関する法律

案(内閣提出第一六〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

浅野川改修国庫補助事業施行に関

する陳情書(石川県議會議長宮永盛雄)

(第二八二〇号)

北海道における国費事業予算の早期

令達並びに繰越使用の特例設定に関

する陳情書(北海道議會議長藤田余

吉)(第二八二一〇号)

国連軍の土地施設取用に伴う特別損

失の立法化に関する陳情書(呉市長

鈴木術外一名)(第二八二二二号)

河川法改正に関する陳情書(高知県

議會議長岡村三省)(第二八三三五号)

同(福島県西沼地方開発協會長長谷

部裕外二名)(第二八六八号)

同(鳥取県議會議長土谷栄一)(第二八

六九号)

桂川の直轄河川区域に編入等に関す

る陳情書(宇治市長山崎平次外十一

名)(第二八七〇号)

厚別川の改修工事施行に関する陳情

書(札幌市議會議長斎藤忠雄)(第二

八九四号)

淀川水系桂川の国直轄河川管理区域

への編入等に関する陳情書(京都市

議會議長石田芳之助)(第二八九五号)

公営住宅建設費補助基本額の改訂に

関する陳情書(札幌市議會議長斎藤

忠雄)(第二八九六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

公共工事の前払金保証事業に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第一四二二号)

建設機械抵当法案(内閣提出第一四

六号)

建設省関係法令の整理に関する法律

案(内閣提出第一六〇号)

○内海委員長代理 これより會議を開

きます。

本日は、委員長が不在でありますの

で、理事である私がかつて委員長

職務を代行いたします。

建設省関係法令の整理に関する法律

案を議題といたし、政府より提案理由

の説明を聴取いたします。南政務次

官。

建設省関係法令の整理に関する法

律案

建設省関係法令の整理に関する

法律

(法令の廃止)

第一条 左に掲げる法令は、廃止す

る。

一 水利土功及字事に関する會議

存続の件(明治二十二年法律第

十一号)

二 道路法中特例に関する法律

(昭和七年法律第三十五号)

三 空中写真の利用等に関する政

令(昭和二十五年政令第三百二

号)

(水防法の一部改正)

第二条 水防法(昭和二十四年法律

第九十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条第一項を次のように改め

る。

都道府県知事は、水防事務の

調整及びその円滑な実施のため、

都道府県水防協議会を設け、

当該都道府県の水防計画を

定めなければならない。

第七条第二項中「定めなければ

ならない。」を「定め、建設大臣の

承認を受け、且つ、承認を受けた

水防計画を国家消防本部長に報告

しなければならない。」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年

法律第二百一十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六条第一項第四号中「都市計

画区域」を「都市計画区域(都道府

県知事が都市計画審議会の意見を

聞いて指定する区域を除く。)」に

改める。

第十五条第一項本文中「建築主

は、」を「工事施工者が」に改め、

「又は」の下に「建築物の除却の工

事を施工する者が」を加え、「その

旨」を「これらの者は、その旨」に

改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○南政務委員 建設省関係法令の整理

に関する法律案の提案の理由及びその

概要について御説明申し上げます。

本法律案は、建設省関係法令のうち

実効性のなくなつたもの及び事務を簡

素化すべきものについて、所要の改廃

を行うことを目的とするものでありま

す。すなわち、すでに実効性のないも

の、または存在の意義がないものにつ

いて、廃止の措置をとるとともに、水

防法及び建築基準法の二法律について

必要な改正を行い、事務の簡素化を行

うこととしたのであります。

この法律案の概要を申し述べます

と、第一に、三件の法令を廃止するこ

とにいたしておりますが、これらの

法令は、すべてすでに死文化している

もの、または存在の意義が消滅してい

るものであります。廃止いたしましたし

ても、まったく支障のないものでござ

います。

次に事務の簡素化のための法律改正

として、水防法と建築基準法の改正が

ありますが、水防法の改正では、現行

法によると、都道府県知事の樹立する

すべての水防計画について、建設大臣

の承認と国家消防本部長への報告を要

するのであります。二以上の都府県

に關係する水防計画についてのみこれ

らの手續を要することいたしました。

建築基準法の改正では、都市計画区域内における建築物に関し、都道府県知事が指定する区域内のものについて、建築主事の確認を不要とし、建築主の工事着手または除却の場合の届出義務を、建築主から工事施工者等の届出義務に切りかえまして、事務の簡素化をはかつたものであります。

以上、建設省関係法令の整理に関する法律案の提出の理由及びその概要について御説明申し上げたのであります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

○内海委員長代理 本案に關しまする質疑は次会に譲りたいと存じます。

○内海委員長代理 次に公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案及び建設機械抵当法案を議題といたします。前会に引続き質疑をいたします。質疑の通告があります。順次これを許します。仲川房次郎君。

○仲川委員 この機会にお尋ねをしてみたいと思ひますのは、自動車抵当法の施行の件でございますが、今日までおやりになりました方面において、どういふふうな程度になつておりますか。たとえば、家用と営業用自動車と区別いたしました、家用であるが破損が少いけれども、営業用であつたら破損が大きい。こうした自動車を抵当にとつて金を貸すときに、早くいたむというのを予期したものと、あるいは相当丁寧に使うので、いたまないというふうなものとは、その貸す金においていろいろ区別がなければならぬ。また新車と旧車との区別によつ

て、新車ならばどういふ程度の金を出すか、旧車ならばどういふ程度の金を出すか、こういうふうな点について一応お尋ねします。

○石破政府委員 ただいま御質問がありました自動車抵当法の施行の状況について、今日までの概況を御説明いたしましてお答えにかえたいと思ひます。

御承知の通り、自動車抵当法は、昭和二十六年に初めて設けられた制度でありまして、いわゆる動産抵当の一種であり、今回の提案になつております建設機械抵当法も、大体これと同じような趣旨でつくられておるわけでありまして、これは昭和二十六年に法律が施行になりました、二十七年中

の状況を上申上げますと、抵当権設定になりました車両の数は、家用用車で新車が一万一千三百三十五台、旧車が四千四百八十四台、営業用の新車が四千八百八十六台、旧車が二万二千六百三十四台、合計四万二千四百三十九台の車について、昭和二十七年中中に抵当権が設定されております。この債権額は約百四十七億程度になつております。

なお、車両の新旧についてみますと、家用用車においては、新車の方が、旧車よりか多くなつておるわけでございます。これはおもに自動車販売業者から車両を購入する際に、抵当権を設定する場合が多いためでありまして、また営業車につきましても、旧車の方が新車より多くなつておるのでございまして、これは営業用のための運転資金などを確保する必要から生じたものと考えられております。

○仲川委員 私のお尋ねいたします要件は、こうした自動車というものは、日々使用するものでございまして、非常に破損が多いと見るとき、破損が少いと見るとき、金の貸し方を区別なされるのか。それとも一様に貸しにするのとすると、破損が非常に大きくなるのか、その抵当権で貸した金に足らなくなるのか、さういふことはどういふ方法をなさるのか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○南政府委員 大体仲川さんの御質問の通り、自動車は消耗品でございますが、取引の実態を見ますと、自動車は御承知の通り事故保険がかかつております。結局、その保険で、事故が起きたり、普通の自然消耗につきましても、さういふことはありませんが、主として自動車の問題は、事故で急に価額が減つたというものが大部分なのであります。さういふ場合は、保険をかけてございまして、保険金額を車にかかわる抵当権のかかりに使つて参りますために、百五十億に近い債権がすみやかに普及したのである、こういうふうに考えております。

○仲川委員 今政務次官から拝聴しましたが、むしろ保険をかけなければ金を貸さない。これは金を貸す常識からいつて当然のことでありまして、家用であれば使う量が少いといふので、破損の量が少い、だん／＼減つて行く量が少いけれども、営業用でどん／＼やると、相当大きな破損をいたします。保険が入るけれども、自然に使う、あるいは荷物をよけい積み、かようなものは保険がついておりませんか、どういふ貸し方をしておるかとい

うこと、同時に、もし抵当権が足りないといふときに、金を貸さないといふことについて、どういふ始末をこれに加えて行くか、それを聞きたい。

○南政府委員 大体自動車のような消耗品につきましても、これは運輸省所管であり、詳しいことは私も存じておりませんが、こういう消耗品についての統計ができておるのであります。自然消耗による車の減耗率と申しますものが、大体統計上推定できる。従つて普通の自動車を普通の状態に運転して参りますと、一年でどの程度に価額が減損して行くか、こういうこともちゃんと統計上出ておりますので、担保に提供する場合において、どの程度金を貸したいものか、見通しも、それと勘案いたしますと、さうきめにくいものではないように聞いております。

なお、家用、営業用につきましても、今申しますように、大体自然消耗率といふものが、統計上推定できます。関係から、御質問のように、具体的にこれに融通する際における支障はないように聞いておりますし、またそれが大してマイナスにならぬと考えられますので、こういうふうにわずかに一、二年の間に四万も五万もという大きな普及になつたものと考えております。

○仲川委員 それでは今日の結果を見て、回収不能に陥つたといふような事例はありませんか。

○石破政府委員 ここに詳しい資料を持つておりませんが、大体のところでは、やはり一割程度の回収不能といふことが起つておるのじやないかと聞いております。

○仲川委員 もつとも、運輸省の取扱ひでありますから、これ以上追究することを控へまして、次に今度の機械を抵当にして貸すといふこの建設機械の範囲の問題についてお尋ねしたいと思ひますが、どういふような機械について金を貸すかといふことについて、一応承りたい。

○石破政府委員 今度の法案によりまして、第二条の第二項にありますように、この法律でいう建設機械の範囲は、政令で定めるといふことにいたしたいと考えておるのでございまして、まだ具体的にこの政令の内容をきめておるわけではございませんけれども、大体の考え方としては、動産抵当を技術的に設定し得る最小限度まで引下げまして、なるべく機械の種類は多くしたい、かように考えております。具体的にそれがどの程度金額になるような機械を指定するつもりか、こういう点が問題になるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、またきめてもありませんし、どの範囲のものが技術的に登記して抵当権を確保できるかといふようなことは、はつきりしておりませんけれども、大体一件当りにしまして、大ざつぱに申しまして百万円といふようなところを目安において、それ以上の機械を、この抵当権の目的にするように考えたらどうかと考えておりますが、ただこの登記事務は、法務省の各地方の法務局で扱うことになるものでございまして、初めからそう一挙にやつて行くか、それとももう少し上の方から始めて行つて、徐々に範囲を広げて行くかといふような点について、まだしつかりした打合せができておりません。考

の平均以上の業者でありまして、そのしきと、現在大体一億の事業をやるのは一箇月千万円程度でありますから、百万円以上の機械はなか／＼使えないと思われ。どんなものでも三千万円はかかるし、破砕ミキサーは四十万円でありまして、この程度が対象にならなければいけないのであります。これを対象にすると、非常に事業量が対象になり、金額が多くなるわけですね。しかもこれを貸し付けるといふ場合に問題が起きて来ますが、特に建設業法による登録業者は、一応組合の対象になるというのでありますから、これは一面非常にあふない貸付にもなり得ます。特に今は前払金保証法によつて前払いをしてやつても、その前払いは、造船がリベントをやつたように、どつかに使つてしまつて、工事が全然できなくて投げ出しておるといふ例が、たくさん直轄工事においてもあるものであります。こういう現状から見ますと、その貸した金も回収できないのですから、そういう業者自体を対象にして金を貸したら、収拾できなくなるという事も出ます。しかしそういうものにはしないといふのは、あまりに大業者を保護するので、にわかに貸せないじやないかという意見も出て来て、この法律の適用はむずかしいものになると思つてあります。さつき南君が言われたようにして、一応大きなものからだん／＼と幅を広げて行くか、もしくは全部拾うことにしておいて、実際面において縛るか、二つの方法があると言われましたが、大体その通りであります。しかし、やはりこういう法律が出ると、どうも目的の日本建設事業の機械化、能率化という問題

は、非常にいいのであります。実際の運営上、ある種のものを整備を、保護をするといふことで、俗にいう企業全体の保護立法であらばまだいいのであります。部分的な業者の保護立法になるんじやないかという意見が出ることは、この法律のために惜しむものであります。そういう意味で、政令でもつてきめられるといふことでありますから、今ただちにこれが内容に對して御答弁もできないと思ひますが、その間の事情について、これをきめるときには、審議会なり建設委員会にでも十分御相談になつていただきたい、社会的に最も喜ばれ、またこの法律の目的を達成せしめられるように政令をきめていただきたい。前に建設関係の基本法であるところの建築基準法を通したのであります。建築基準法の実態といふものは、政令でもつて定められるものであります。ところがこれはブロック建築等に對しても、二階で打切る、四階から出る、五階から出る、こういう問題になると、これの及ぼす影響は非常に大きいのであります。特にこの問題は、対象になる業者が業種でありますから、これはなか／＼むずかしいことが起きると思つてあります。特に起案せられた建設当局としては、十分これが実施にあつては慎重を期していただきたい、こう考へるわけでありまして、もう一つ伺つておきたいのは、こういう建設機械抵当法案を出されることは、この種の法律案がたぐさんあるものでありますから、ことさら新しいものではない。こんなものを出すのは、おそかつたという理論にはまつたく賛成であります。賛成ではあります。これを

くるには、この次になおまた大きなものをつくる、こういうお考へがあるのか。それは農林省は農林省でもつて、建設機械を一般会計から買つております。建設省は建設省で買つております。運輸省は運輸省で買つております。ところがこういう機械は、大体一割しか稼働していません。実際今持つておる機械がフルに運転しますと、まづ三千億はやれるのを、超均衡予算が一兆円というやうなわけでもつて、ほとんどこま切れ実施をやつておりますので、機械は返したくないといふので、現地に小屋をかけて温存しておる。別な新しい工事が出ると、またそこでもつて新しい機械を買つたから、四十五億も五十億も建設機械を要求しても、これはただでよからうといふうに大蔵省になめられるわけでありまして、シートパイルにおいても同じであります。このまつたくせつない乏しい財政の中で、三百トンのシートパイルが関東東建に眠つておる。信濃川で百五十トンほしいという場合に、ちやうど一箇月半かかる江戸川が始まるし、信濃川は三箇月かかるから、信濃川の方は百五十トンまた別に買おう、こういうふうな非常にめんどろなものになるのです。私の地域にもつとひどいものもあります。港灣と河川の問題でも、船の問題がある。渡艇船などは今二千万も三千万もかかります。ドレツジャー船においてもさうであります。こういうものに對しては、省が違つたために、その前に遊んでおるものも、なかなか貸してもくれないし、また借りに行くのはこけんにかかわるというので、なか／＼行かないのです。こういう大きなものの一つ——私は砂利工

事なんというものよりも、こういう建設機械などは、こうするといふやうな大きな考へをもつて統一すべきだと思ふ。その場合に、私は十億、十五億といふやうな個々でやるよりも、實際、年間百億、五箇年間で五百億といふことで機械設備を行う、この程度の考へでいいのではないか、こう私は考へておるわけでありまして。だから、この委員会にかかつておりました国土総合開発法による国土開発公社ができて、これも調達庁の機械を受蔵しながら、さつぱり運転資金もなく——まあこのごろやうやくうまく行つてゐるやうであります。この実態を見ておると、今度この種の法律を出した第二の段階においては、これは建設省がちやんとまとめて、機械管理省になるといふくらいなお氣持であれば、これはもうわが国の公共事業進展のために、非常に意義あることだと考へております。これは夢ではなく、こんなことをやらなければ、こま切れ予算でどうにもならなくなるのであります。特に機械はさうであります。そういう問題に對して立案の準備があるかどうか、このやうなことを考へておるのか、こういうことだけは当然考へになつておると思ひます。私は建設省においては建設機械課でなく、機械局にしていい時期だ、こういうことを前からこの委員会でも申しておるのでありますから、この種の法律を立法せられる階段にある建設省としては、将来当然国でまかなつて行く固有の機械等をどういふふうにするおつもりか、関連的に何つておきたい。

○石破政府委員 近い将来の建設機械需要量の見込みが少な過ぎるじやないかというお話でございました。総体的にはさういふことが、あるいは間違つておるかもしれないが、ただ私がさつき御説明しました中に申し上げたおつたことがありました。それは私がさつき七十億見当と申し上げましたのは、発注者側で買つて、それを請負契約の条件として貸し付けるといふやうな機械については入つておりません。その点を御了解願ひたい。発注者側で新たに買ひ入れる機械までは行きませんが、さういふ程度の機械をやはり発注者側で準備して、それを貸与するのではなからうか、かように考へております。それから政令で指定します建設機械の範囲につきましては、私どもの氣持をいたしましては、なるべく多くの機械を政令で指定しまして、金融の道を開きたいといふ強い希望は持つております。ただ、先ほど申し上げましたやうに、技術的に、登記といふことから、動産抵当として適當かどうかといふやうな点で制約を受けますのと、制度発足早々からさういふことをするのはどうかといふやうな点がありますので、氣持としてはなるべく広げるといふ氣持でひとつ努力いたしたいといふところで御了解願ひたいと思ひます。それから建設機械であります。私は農林省、運輸省の機械の稼働状況については承知いたしておりますが、建設省の所管の建設機械の稼働成績が悪いとおつしやいます。御指摘の通りでございます。実は私もいたしましては、各省所管の機械を統合するといふところまでは、いろ／＼研究はしますけれども、具体的にそこまではま

だ考えておりません。しかし建設省所管の機械だけでも、せめて能率よく動かしたいというところに關しましては、すでに一兩年來研究はいたしてあります。その一つの方法といたしましては、原因はいろいろありますけれども、どうもそれらの担当者が機械をほんとうに活用しようという熱意もくふうも足らぬのじやなからうかというふうな点も考えられるし、さらに機械の種類がいろいろのバランスがとれておらないというところにも關係があり、原因があるであろうというふうなことも考えられますので、まず機械の種類のバランスをとるといふことを十分、二十九年年度から考えて行きたい、こういうふうな考えております。

なお私は技術者でありませんので、これ以上詳しい点は御答弁できません。さらに稼働成績を上げるように、みな一生懸命にやられるという方法につきましては、いろいろありますけれども、一つの方法としては、せめて建設省所管の機械だけでも、特別会計のようなものを設定いたしまして、この機械を遊ばしておつたら、建設機械の特別会計の勘定がすぐ赤字になつて来るので、やむを得ずこれを一生懸命に働かざるを得ぬというふうな仕組みにして、少しでも稼働成績を上げるようなことを考へたらどうかということ、できれば三十年代からでも、こういうしつかりした制度をつくつて、眠つておる機械がないように、機械の稼働成績が一目瞭然に上るようにした、い、かように考へておるわけでありま

す。

○田中(角)委員 この問題は非常にむずかしい問題ですが、簡単な面だけを

ただしておきましよう。今あなたは、技術屋でないからという前程でもつて話されておるから、ぼくはもう何にも言うことはない。こういう法案を審議するには、技術面の局長にも全部出てもらひ、土木建築の研究者にも出てもらひたい。この法律審議に關連して言いたいこともたくさんあるのですが、言つておれば時間もかかりますし、早く通してもらひたいというお氣持もあるようですから、それは申し上げないことにいたしましよう。ただ、あなたが言われたように、建設機械の稼働成績が悪いから、これを稼働させなければならぬと思つておられますといふやうなもので、表面上は非常に率がいいいでもつて、表面は非常に率がいいいようになつておりますが、實質的には金がかかる人間のいる直営工事を、みんな機械を遊ばせぬためにやらなければいかぬということが起きてはたまらぬのであります。まあこんなことは申し上げないことにいたしましよう。

ただ私は、こういう法律をつくるのは、今の一建設業者のためではなく、建設事業の円滑遂行ということが、日本の国の超均衡予算のうちの大半を占める大きな予算の執行面を円滑にするかしないか、経済再建がうまく行くか行かぬかという問題でありますから、あなたがこの種の法律が出されることに對しては、異議もなく賛成であります。しかし、こういうものをやる以上は、やはり次に来るものは何かという一連の計画を持たなければならぬと思ひます。その意味で、今あなたが言われた通り、さなきだに多種多様——日本の技術屋は偏狭でありますから、一つの西一的な機械を買おうとはいはしません。アメリカから買う人があると、私

はドイツから買おう、ドイツから買おう人があると、イギリスから買おう、こういうので、まづたぐ連うのであります。これを統一しないところに、えらい問題が起きておるのであります。特に私たちは、委員会でも歐洲諸国家を見に来ましたときには、日本で現在まだ使つておられないが、移動式型枠といふようなものを盛んに使つておる。これが機械に入るかどうか、日本の事業では架設材料といふことになつておりますが、今のうちに十年杉、十五年杉の足場丸太をばらばらに切つて使用しておることは、治山治水面から見ましてもたいへんな問題であります。そういう場合に移動式型枠といふようなものが新しい觀念において機械に入るか入らぬかといふような問題も、やはりいろいろ考えなければいかぬ問題だと思ふ。しかもこういう新しい機械力を使うために、日本は三階建一年間もかかつて——一年どころじやない、ひどいところは、悪い業者にかかれれば三年くらいかかつて、やつたことにはなつておりますが、これは實際できておらぬ。三月三十一日現在では基礎だけぶち上げておる。それを会計検査院に特に延ばしてもらつて、何とかしてもらふといふものもたくさんあります。ところが、ハンブルグにおいては十四階建を十四日間で作ち上げておる。こういう面もございまして、機械の整備を考へるときには、やはり機械の種類規格統一をするというのを前提にして、統一機械を買ふ場合には、その上でどうしてやるかということになります。これは将来非常な飛躍だと思ひます。しかもこちらは鉄筋コンクリートをワン・スパン三十メートルぐらい

にしておるのに、向うでは来年七百メートルのつり橋をやるというのです。が、それについて、鉄筋コンクリートでも、ワン・スパン百メートル以下では問題になりませんと言つておる。こういう状況をあなた方も見ておられるでしよう。特に私は、電源開発などを考へておるのですが、各省がかつてに新しい機械を一台ぐらゐ買ふのに、外国に見に行つております。この機械の統一といふことに対しては、特に政府自身が、民間を含めた将来の機械規格をどうしようかといふことを前提に考へないと、そうでなくとも百の業者が寄れば百種類のミキサーを使うので、またその上機械を買うのに便利な法律ができると、とんでもない機械ばかり買ひおそれがある。私はかつての経験もありまして、確かにそうです。そういう意味でこの機械抵当法をおつくりにつて、これを實施せられようとするならば、目光のこだけ考へないで、将来の大きな目的を達せしめられるという大前提のもとに立案をしていただきたい。これは建設法をつくつたときと同じことです。目の前には非常にいいのですが、これは悪用するといひますか、なか／＼善用といふ面では相当問題があります。今よりもいいだらうというが、悪い業者にかかりますと、とんでもないことになつて、これについては、私はあとから質問をしようと思つておりますが、一般抵当法と同じく、いわゆる税金徴収法によつて税は優先する、こういうものであり、最後には最高裁判所の決定をまたなければいかぬ。こんなことで、金を借りて機械を売り払つてしまふような業者が實際において出て来る

のですよ。だから、そういうおそれのある中小業者には適用しないで大業者に集中する、こういう悪循環が来るわけでありまして。だから、この種の法律の立案に対しては、長いこと目標ではありましたが、適用に對しては、相当問題があることを十分御承知になつて、善処していただきたい。

なお仮差押えもしくは仮処分目的になつておる機械についての税金徴収法上の権利といふ問題であります。これは公共工事の前払金保証事業に關する法律の規定に基いて貸し付けたところのものに對しては、特別優先するやうな措置がとれないものでしやうか。そうでないと、こういうことがあつて、

○内海委員長代理 田中君、お話中ですけれども、すでに法務省から民事局の石井檢察官が見えになつておりました。この抵当権等について御説明したいといふことですから、十分に御質問願ひたい。

○田中(角)委員 それでは一つだけ聞ておきます。これは實際問題としてどんな法律にもあるのですが、特に業者が——これは今の建設業者は非常にいいのですが、こういうものにとりかはらになる建設業者といふものは、屈出制でありますから、昔のように二枚看板といふほどではありませんが、確かに脆弱な業者がたくさんあります。こういうものは、当然工事をやる機械が必要である。前払い金を借りると同じように建設機械を買ひ、そうしてその工事は損をする、損をするから抵当に入つておる機械でもなんでも現場では強引に——社会通念よりもつと強い力で機械を持つて行つてしまふ、倉庫

に入れてくづづけにしてしまふ、こういう問題が特に起る業種なんです。賃金を払わないとミキサーを持つて行つてしまふ、足場でもなんでもはつて持つて行つてしまふのです。こういう問題が起るのですから、特に優先するといふような規定がないと、こういう回収がむずかしくなると考へるのです、その問題はいろいろふうになるのか、特にそういう不良業者に對する建設業法上の処分が明らかになつておるのか、そういうことをした業者は、永久に認めないのか。今まではそうじゃないのです。建設業法が不徹底でありますから、悪いことをして会社をぶつつぶした者が、会社を解散し、別の会社の取締役に就任して、新しい看板をまた掲げ、建設省、農林省はそれにまた指名権を付与して、指名入札をさせる、こういう実態があるのですが、その処罰規定はどうなつておるのですか、この二点を伺いたい。

○石井説明員 税金と前払い金の問題でございますが、税金に優先するやうにという問題は、この建設機械抵当法に關連するだけではなく、ほかの分野にも、そういう問題は考へられるであらうと思ひますが、税金とその他の優先権との關連という問題は、非常に困難な問題でありまして、十分検討してみたいと考へております。しかし、今ただちに優先する効力を与えるといふことは、ちよつと困難ではないかといふふうに考へる次第でございます。

○石破政府委員 建設業法上の機械を抵当に入れて金を借りて、その金を払わないで機械を売り払つてしまつたといふのを処分する制度につきましては、建設業法の方では、建設業法によ

る監督処分としては、別に制度的には考へておらぬわけでありまして。

○田中(角)委員 今、法務省から御答弁があつたように、これは普通でもみんな同じですからというのですが、私たちもかつて業者でありましたけれども、これはなか／＼きつい業者なんです。使う人はなおきついのですが、ほんとに不良な資金のために、百万円の機械でもなんでも持つて行つてしまふ、こういうのがあつたのです。ものによつては、これは非常に多いのです。そうしますと、これは今のこの種の法律通り、やはり徴税等に優先しないといふことは、常識的にいつてそうでしょう。そういう場合には、そういうことを行つた業者に対しては、建設業法上の処分を明らかにする、普通よりももう少し強くする。建設業法上の営業を取消す、取消した者は三十年やれないとか、選挙違反に對すると同じくらいに、公民権を十年間停止するといふくらいなものをつくらないと、これは逆用せられるおそれがある。そういうふうにはつきりしておきますと、あなたの方の言うように、資金と間に合えば、中小企業者に貸してもいいのですが、そうしないと、この法律はどこかにつつかれて、大業者集中じやないかといふことになるのです。そういう穴だけはやはり封じておかなければならぬと思ふのです。そういう意味で申し上げておるのですが、何か適切な措置を講ぜられる御意思があるかどうかを伺いたい。

○石破政府委員 先ほど申し上げました通り、現在の建設業法では、それを処罰する規定がないのでございます。制裁する規定がないわけでございますが、

が、御指摘の通り、そういう不心得の者が出て来ますと、建設機械抵当の一般の信用も落ち、金の貸し手もなくなることになります。御指摘のように、今度同時に御審議願つております前払い保証の方でも、再保証と申しますか、銀行から機械を抵当に入れて金を借りる場合に、それをまた再保証するといふ形の制度になつておりますし、運用に銀行が金を貸してばかを見たといふようなことが起らぬやうになるのじやなかろうか。また御指摘の通り、大業者はそういう不心得のことをしないけれども、中小業者の方では、そういうことをやるのが多いのではないかと

いふやうな点でございます。これも、あるいはそうかもしれないが、必ずしも中小業者はそういう不心得の者が多くて、大業者はそういう者が少ないといふふうには考へられません。少くとも一律に大業者を保護する法律とも見ておらぬのであります。

○中島(茂)委員 端的に、二点お伺いをしたいと思います。第一点は、公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。この第二条の条文を読んでみますと、この条文から見ても、これは公共団体、国、国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社等が発注する土木建築の工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む、こういう条文になつておりますが、これから言ふと、いわゆる建設請負業者にはこの法律を適用するのかもしれないのか、この点を端的に伺いたないのであります。

○石破政府委員 この建設機械購入に要する第二条の改正は、従来は公共工事施工に要する金の一部を政府が前払いする、それを保証することになつておつたわけでございますが、今度は政府及び地方公共団体等が建設機械を発注する際に、その契約金額の一部を前払いするといふ制度を新たに開きまして、これについてもこの保証会社が保証する、そういう意味でありまして、民間の建設業者はこれには關係ないわけでありまして。

○中島(茂)委員 そうすると、民間の建設業者が機械を発注する場合に、この法律の適用を受けることはできないわけですか。

○石破政府委員 これにつきましては、この法律それ自体には直接はございせんが、われ／＼の考へといたしましては、民間の業者が建設機械を発注する際には、一つの方法としては、既存の建設機械を抵当に入れて金を借りる、民間の建設業者が建設機械を購入する際に、前金払いがあるとか何とかいふ場合におきまして、その金を調達するについては、既存の、自分が前から持つてゐる機械を抵当に入れて金をつくる、そして購入資金を前渡しするといふ制度もできるわけでございます。さらに月賦販売というやうな制度も、こういうものができたことによつて促進されるのではなからうか。建設機械の月賦販売、つまり品物を先に渡し、それに抵当権を設定してというやうなことで、月賦販売制度もこの法律によつて促進されるのではなからうか、かように考へております。

○中島(茂)委員 どうも私は少し頭が悪いので、この法案をそのまま読んで

みますと、一般の建設業者にもこの法案が適用されるのではないかと

いふ感じが受けたので、質問をしたわけですが、この点をもう少し詳しく法文の上で表わす字句を御考慮の方がいいんじゃないか、こういうことを考へましたのが一点。それからもう一つは、前渡金といふものは、現在工事費の三割ないし四割は、民間の業者にも融資ができておると思ふのであります。しからばこの建設機械を購入する場合にも、民間の業者に前渡金を保証会社が保証し得るやうな方法を講じてもいいんじゃないか、こういうふうな考へますが、その点をさらに御答弁を願ひたいと思ひます。

○石破政府委員 お答えいたします。実は工事を発注します際に、三割ないし四割という前渡しをいたします制度と同様に、予算決算會計令の改正をいたしまして、こういう保証会社の保証がある場合については、建設機械の購入費につきましても三割ないし四割を前渡しできるといふやうな改正をいたすつもりでございます。

○村瀬委員 ただいまの中島委員のお尋ねに就いて、関連をしてお尋ねをいたすのであります。ここに勝手刷りで、建設機械抵当法案参考資料というものの中に、昭和二十九年度における建設機械購入資金についてといつて、一通りの御説明があるやうでございます。すなわち、昭和二十九年度における建設機械を必要とする建設工事費は千八百四十四億円であつて、そのうち請負工事として発注される見込みは五百二十二億だといふふうにあります。結局請負業者における機械購入資金に二十一億円の必要とするが、そのうち自己

度にとどまつておるのであるかどうか、もう一度はつきりしていただきたい。

○石破政府委員 この二つの法律の改正なり制定の結果、建設業者がどういふ恩恵を受けるかという点について、お答えをいたしたいと思いますが、お話を通り建設機械のメーカーの方は、今度は発注を受ける際に四割の前渡金をもらえるという恩恵を受けることは確かでございますが、従来建設業者の方につきましても、先ほども御説明しました通り、建設機械購入資金等の調達に非常に困難をしておる。従いまして、建設業者は今回の法律ができました結果、従来担保能力のなかつた自己既存の、すでに自分が持つておる建設機械を抵当に入れて金を借りるという道が開けるという意味において、建設業者に対して、相当の恩恵といへば何でございませうけれども、利益があるであろうと私は考えております。さらに、それでこの抵当に入れただけで銀行が金を貸してくれるのだから保証会社が保証料を払つて保証しても大した恩恵にならぬじやないかという御指摘でございます。あるいはそういうことが言われるかもしれませんが、実は先ほど来建設機械の抵当の担保能力にも限界があるという御指摘が入れただけで、はたして十分の金を貸してくれるかどうか、そういう点につきましても、的確には申せませんけれども、相当な疑問があるのであります。保証会社が保証することによりまして、やはり金融機関は担保としてはどうも怪しいかもしれぬけれども、まあ保証会社が保証するならば貸そうとい

うのも相当出て来る。そういう点につきましても、私は建設業者にとりましても、資金繰りの上においてこの両制度がでございますことは、相当効果があるもの、かように考えております。

○村瀬委員 時間が非常におそろいでありまして、簡潔に打ち切ります。が、工事の前払いは、ただで貸してくれるわけでありまして。ただで貸していただく、前払いしてくれるわけでありまして。保証料一銭払えば、かりに一億円に對して四千万円前払いしてくれるわけでありまして。ところが、この建設機械を抵当法によつて借りるというものは、そのときに日歩二銭なり、三銭の利子がかかるのとされて、その上に保証料を払わなければならぬ、こういうことになるのであつて、公共工事の前払いをしてもらふ場合とは非常に性質が違つておるわけでありまして。それから、高い金利の上に、さらに保証料を払うということになるのであつて、大して私はほんとうの恩恵というものはならないと思つておる。むしろ、むしろ、金銭面に苦勞しておる時代でありまして、高い利子を払つて、さらに保証料を払つても、その道が開ければ、それは幾分か喜ぶには違いないであらうけれども、公共工事の前払いといふものは、保証料を払えば何千万円をただ前払いしてくれて、無利子で前払いしてくれておるわけでありまして。その恩恵といふものは非常なものでありまして、建設工事の合理化、コスト低下によつて、はなはだしく役立たつたと思つておるわけでありまして、今度は、ただ鬼面人を驚かすようなもので、大して内容はそうありがたいとくはない、というふうにもとれるわけでありまして。そういう

ことで、時間がありませんからこの次に譲りますけれども、また一つここにお尋ねをいたしたいと思つておる。建設機械抵当法案の十六条「抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権を行使することが出来る。」二年分とおきめになつた理由をお聞きしたい。と申しますのは、先ほども申しました通り、公共工事の前払いといふものであります限り、期限がありまして、そののんびんだらうといつても工事をしておるわけではございません。従つて、一億円の工事を四千万円前払いを受けました、それは着々と工事の進捗と同時進行で、その前払いといふものはなくずされて行くのでありますから、そんなにいつまでも保証料を払ふ必要もなければ、もう保証料も払ふ必要もなかつていくことになるのであります。ところが、一方今回の建設機械の抵当法による分は、これは三年か四年か五年か六年か、いつまでもかかるわけでありまして。そうして、いつまでも保証料を払わなければならぬ。でありますから、見方によれば、これに二十億を充てておるとおつしやるが、この二十億によつて、公共工事建設業保証会社は実はもうかるかもしれぬ。同じ二十億といつても、年限はずつと続くのであります。前払いの二十億であれば、三箇月か四箇月かたてば、それはなしぐすしで、工事の進展と同時に保証する必要はなくなる。この方は、二十億借りたらずつと二十億、機械を注文した場合は、機械がでけると同時に、これは工事と同じでありまして、これらも、抵当法によつた場合は、ずつとい

つまでも続く。その間非常に性質がよく似たものであるけれども、分析をしてみますと、はなはだしく異なつておる。そこで二年分についてのみその抵当権を行使することができるといふようなことが出て来たのでないかと思つておる。であります。この二年分といふのは、何から割出されたのでありまして、何か、この点をお伺いしたいのであります。

○石井説明員 建設機械抵当法案の第十六条の二年分でございまして、これは民法の抵当権に関する規定と、また同様の規定を置いたものにすぎないのでございまして、この二年分といふ規定が、なぜ民法に置かれておるかといふことになりまして、結局第三者が登記簿を見た場合に、その利息が何年間支払われておるかといふことはわからないわけでありまして、第三者から見ただけの場合、利息が全然払われておらないという事態が生ずることもあるでございまして。その場合に、利息が全部とれるということになりますと、それが登記されておらない関係上、第三者が不測の損害、たとえば第二抵当権者といふようなものが不測の損害を受けるというやうなことも考えられるわけでありまして。それで抵当権者とその抵当権に關して利害關係に立つ第三者との關係を調節するために、この二年分といふやうな規定が置かれたわけでございますが、この建設機械抵当法案におきましても、そのやうな關係はまつたく同じであるといふやうに考えられるものですから、民法と同じやうな規定を置いたわけでございます。

○石破政府委員 この第十六条を規定いたしました趣旨は、先ほど法務省の担当の方から御説明がありました通り、民法と同じ趣旨でつくつて、法順位の抵当権者を保護する、その他は第三者に不測の損害を起さぬように最終の二年分の利息についてしか行使できないといふやうな規定をつくつたわけでございます。

そこで、その二十億云々の件でございまして、実は私の説明が不十分でございまして、おわかりにくかつたかと思ひますが、二十億と申しましたのは、政府が、この抵当法には關係なしに建設機械を発売します際に、昭和二十九年度中に前渡しする個々のケースについて四割ずつ前渡しするつもりでございまして、その総金額が大體二十億見当しやなからうか、こう考えられますといふことを申し上げたのでございまして、実はそれと抵当法との關係はないわけでありまして。○村瀬委員 そういたしますと、また先ほどの中島委員の質問に關連をして参るわけでありまして、政府が工事を、特に建設工事を発売する場合に、明らかにこれによつて、たとえば二十億なら二十億の工事に對する前渡金が出るわけでありまして、その他どこへ建設機械を発売したしましやうと、あるいは電源開発その他いろいろ公共工事となりまして、どの範圍に広がつてもいいわけでありまして、とにかく建設機械の発売を受ける場合に、その発売を受けた会社または個人でもいいわけでありまして、発売を受けたものが建設業保証会社へ行つて保証をしてもらふならば、相手が政府であらうと県であらうと、だから発売

を受けた場合でも、保証会社さえい

と言え、保証料を払つて、そしてその相手の民間なら民間が、保証会社で保証するならば前渡金を渡してやろうというこの——これは私的な話合ひであり、話合ひがあつた場合には、どの場合でも適用ができるのかどうか。先ほど中島委員に対して、いろいろ御答弁があつたようであり、もう一日で質疑を打ち切りたいということであり、なお明らかに御答弁をいただきたいのであります。

○石破政府委員

お話の通り、立法論といたしましては、保証会社が保証する、建設機械の購入資金を前渡しする、保証させる場合には、必ずしも政府、公共団体等でない、その他一般のものでも保証させたいというやないかというところにつきましては、立法論として、それは、そういうことも考えられな

ては十分検討したい、かように考

ております。
○村瀬委員 これは一昨年公共工事前払金保証法が審議されましたときに議論を尽くしたことでありまして、その当時の政府側の答弁並びに理由といたしましては、会計法によつて鉄道以外は前渡金ができない。だから、こういう制度でも設けるならば、政府も千数百億という災害復旧費であろうが何であらうが出るわけで、これは政府も損をするということもないし、銀行から金を借りるわけでもないし、業者は良心的な工事ができる、こういう御答弁であつたわけであり、こうせねばほかに金を出す方法がないから、公共事業だけはこうしようというのであつて、法律の起りはそこにあるわけであり

○石破政府委員

といたしまして、今建設機械の抵当法をせつかつくつたのも、これが目的とするところは、日本の建設関係の機械の促進にあるわけであり、それが、いたしまして、この範囲を広げまして、別に民間業者を圧迫するわけでもありません。こういう保証をやつておる保険会社のようなものがあるわけでもないのではありません。また保証し得るとしても、どれもこれも保証せよという命令規定ではないのであつて、この会社は保証したらあぶないと思へば、保証せねばいいわけであり、またこの発注をした政府以外の民間団体でも、必ずしも保証会社が保証するか前渡金を出さねばならないという命令規定でもないのであつて、保証しなすといつても、いや、あんなところで保証したつて、うちの方では前渡金をやらないぞといへば、それまでの話であります。問題は私的契約でありまし

て、保証会社が保証すれば前渡金をし

てやろうという会社がたまたまあるならば、それを保証してやつても、何ら社会的な弊害もなければ害悪もないのでありまして、また他の民間会社を圧迫する理由もない、そこには何ら顧慮する必要の場面はないかと思ふのであります。それを、特に一般には範囲を広げない、ただこれは政府が発注する場合にのみ限るのだ、こう限定なさる理由が私はないと思ふのであります。その点のようにお考えでありますか。またこの法律の第二条であります。またこの法律の第二条

○石破政府委員

お答えいたします。村瀬委員の御意見は、立法論としては、われ／＼大いに傾聴しなければならぬと思ひます。これは単に建設機械だけではない、工事についても、実は同様のことが言えるわけでありまして、たとえて申しますと、日活国際会館を、日活がどこに請負させたか知りませんが、あれを請負させるに付いても、あるいは発注者側から前渡金を渡しておるかもしれません。そういうような場合でも、保証会社をして保証させるというやうなことも、考え方としてはあるいは成立するかと思ひます。同様に機械についても、民間会社が民間のメーカーに発注する際に前渡金を渡す、それも保証会社に保証させたいといふやないかといふやうな点につきまして、同様なことでもございします。幸いに現在公共工事前払い保証会社の成績もよいのであります。たださうなりま

を根本的に考え直さなければいけない

かと思ひますので、将来の問題として研究させていただきたいと思ひます。
なお、現行法のままでもう少し範囲を広くしたらどうかという御意見であります。これはできると思ひます。ただ、やはり法律上公共工事というものがはめられておりますから、その範囲内に限られるのはもちろんであります。これは公共工事から逸脱しない限りは、政令で規定し得る、さうに考えて研究したいと思ひます。

○村瀬委員

私は、この公共工事の前払金保証事業に関する法律改正が出た参つたならば、政府の御答弁でも了解ができるのであります。特に建設機械抵当法案というやうな今までなかつたものを出すということは、これは建設機械というものに對する重要性を認めたからなのであります。必ずしも日活会館の請負工事に対する新たな法律というものは出て来ておらない。それは普通の請負工事です。普通の請負工事は普通の請負工事です。今まで通りであるが、建設機械については、こういう新たな法律が出て来た。そうすると、新たな観点で、一般の請負工事などよりも、建設機械について

ら障害はないと考える。のみならず、

国策としてこういう一つの法律が出て参つた以上は、その線に沿つて他の民間から発注に對しても保証会社の機能を働かせてやるといふのが、これが同じ方向に進む国策の線であらう、かように私は考えておるものであります。それはひとつよく御研究を願うことにいたします。

○石井説明員

二十五条の規定でございますが、「既登記の建設機械」というふうになつておりました。「既登記の」という意味は、この法案の第三条に所有権保存の登記の規定があるのであります。この第三条の規定に基づきまして有効に登記がなされた場合、既登記の建設機械ということになるのでございします。この所有権保存の登記をいたし、この制度が考えられたわけでございます。この登記と質権というものが、同じく物を換価して、それから優先弁済を受けるという機能を同じくしているのではありません。これを同立させるといふことにいたしますと、質権と抵当権の順位をいかうに規定するかといふ非常にめんどろな關係になつて来るのでございします。それで、それを避けますために、このやうな規定が置かれたわけでございます。この規定がございしますれば、既登記の建設機

○村瀬委員 法律的には御答弁の通りに解決がつくのでありますが、実際の運用は、このくらいの簡単な規定で、紛争を生じないで行くかどうかを聞いておるのであります。すなわち、第二十五条の方によりますと、質権があと

○石破政府委員 御疑念の点、まことにごもつともでありまして、この質権と今度新しい抵当権を設定しようと考えておりますこの抵当権との関係は、民間の一般取引にも非常に重要な影響があり、われ／＼がこの制度をつくり出す際に、実は最後まで研究した次第でございます。国会に提案が非常に遅れましたのも、ただいま御指摘になりました点に一抹の不安があつたために、十分検討した結果遅れた次第でございます。質権に入つておるものを、うつかり抵当権を設定してしまひますと、その間の両者の関係が非常にあいまい

○石井説明員 ただいまの御質疑に對しまして、若干補足して説明いたしたいと存するのでございますが、第九條に「この法律に定めるもののほか、建設機械の登記に關し必要な事項は、政令で定める。」という規定がございまして、登記に關しては政令に委任する趣旨が規定されているのでございますが、所有權の保存登記がなされました場合に、そのなされた旨を建設大臣の方に通知するということを考えているわけでございます。従いまして、打刻をしますときに、建設大臣のところに、どういふような機械に對し、だれのために打刻がなされたかという控えがございます。登記所から通知しますと、どういふような建設機械について登記がなされているかということがわかるわけでございます。結局このよ

○村瀬委員　最後に一点伺いますが、第二十条について、また同様の心配を私は持つのであります。第二十七条は「第二条第二項の規定に基く政令の改正により新たに建設機械となつたもので、その改正の際現に道路運送車両法により所有権の登録を受けているものは、その登録がある間は、同条に規定する建設機械でないものとみなす。」というのであります。が、これまで先ほど私がお尋ねしたと同様な、運用上のいろいろな紛争はないかどうかという点であります。この内容並びに運営について明らかにしていただきたい。

それから続いて、今度は第二十八条でございますが、「この法律で政令又は最高裁判所の定めるところに委任するものを除くほか」とあるのであります。政令はよいといしまして、最高裁判所の定めるところによりというのは、具体例はどういうことになります。

か。この二点についてお答えを願います。

○宮内説明員　まず第一の問題の、二十七条のことをお答えいたします。二十七条は御承知の通り、第二条の政令で機械の範圍をきめますものですから、將來いろいろ／＼な新しい機械ができ、あるあるいはある種の機械類が政令のわくからはずれて行くといつたようないろいろ／＼な關係が起るのではないか。その場合場合に於ける道路運送車両法との關係を調節するのであります、その具体的な調節の仕方の細目を、今問題になりました二十八条で定める、こうなつてゐるのであります。そこで實際の問題としてというお尋ねであります、この建設機械抵当法と道路運送車両法との關係は、現在ある種の機械、たとえばブルドーザーのごときものについて、すでに問題が発生しておるわけでありまして、従ひまして、この法律の附則に第三項以下、四項、五項それから六項、七項、ここまで設けて、ブルドーザー等については、現在道路運送車両法等によつて、所有権の登録を受けてゐるものは今まで通りだ。そこで陸運局長は、この法律の施行の日から十五日以内に、そういう機械が自動車登録原簿に載つておたならば、建設大臣にその謄本を送つてくれ。それから現在自動車登録原簿に登録を受けておる建設機械類が、將來この道路運送車両法の十五条また十六条の規定によつて抹消登録をしてしまつたという場合にも、同じく通知をしてもらふ、そうしてそういう通知を受けるまでは、そういうような打刻をしないようにする。こういう詳細な規定があるわけですから、將來この二十七条が発

それから、第二十七条の道路運送車両法により所有権の登録を受けているものは、建設機械でないものとするということになり、それでは抵当

規定して行こう、こういう考え方であります。

たらしいじゃないかという考えもあるかと存じますが、特殊自動車が主として適用されるので、この特殊自動車の範囲等も相当でございますし、それから

さりました方がよいのであります。あなた方におまかせすると、前会瀬戸山委員がお尋ねいたしました通り、二分の一の補助と、ちゃんと都市計画に書いて

廻りの見地から民事訴訟法の規定がある
のであろうと思います。ただ私ども
としては、先ほど建設業課長

あることをご存じするし、また最高裁判所の規則で定めます内容につきましても、いろ／＼の手續等を規定いたしましたものでありますので、さしつかえなからう、かように考えただけのことでございます。御了承いただきたいと思ひます。

第二の点でございますが、御指摘の通り、将来この政令が改正せられる場合においてはと、こういうつもりで規定いたしておるわけでございます。

○内海委員長代理 それではほかに御質問ございませんか。——御質問がありませんければ、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案並びに建設機械抵当法案、右二案に関する質疑はこれにて終了いたします。

なお次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会